



入院費の支払いについて

● 70歳未満の自己負担限度額（月額）について（限度額は所得によって異なります）

所得区分		ひと月あたりの自己負担限度額	3ヶ月以上ご負担された方（※1）	食事代(1食)
ア	年収約 1,160 万円～の方 健保：標準報酬月額 83 万円以上の方 国保：年間所得（※1）901 万円越の方	252,600 円 +（月額総医療費－842,000 円） ×1%	140,100 円	460 円
イ	年収約 770 ～約 1,160 万円の方 健保：標準報酬月額 53 万円以上 83 万円未満の方 国保：年間所得 600 万円越 901 万円以下の方	167,400 円 +（月額総医療費－558,000 円） ×1%	93,000 円	460 円
ウ	年収約 370 ～約 770 万円の方 健保：標準報酬月額 28 万円以上 53 万円未満の方 国保：年間所得 210 万円越 600 万円以下の方	80,100 円 +（月額総医療費－267,000 円） ×1%	44,400 円	460 円
エ	年収約 370 万円の方 健保：標準報酬月額 28 万円未満の方 国保：年間所得 210 万円以下の方	57,600 円	44,400 円	460 円
オ	住民税非課税の方	35,400 円	24,600 円	入院 90 日未満 210 円 入院 90 日以上 160 円

（※1）高額療養費を申請される月以前の直近 12 ヶ月の間に高額医療費の支給を受けた月が 3 ヶ月以上ある場合は 4 ヶ月目から「多数該当」扱いになり、自己負担限度額が軽減されます。食事代について、入院 90 日以上に該当となる場合は、新たに申請が必要となります。

● 70歳以上の自己負担限度額（月額）（限度額は所得によって異なります）

被保険者の所得区分		自己負担限度額		食事代(1食)
		外来（個人ごと）	外来・入院（世帯）	
① 現役並み所得者	現役並みⅢ （標準報酬月額 83 万円以上で高齢受給者証の負担割合が 3 割の方）	252,600 円 +（総医療費－842,000 円）×1% [多数該当：140,100 円]（※）		460 円
	現役並みⅡ （標準報酬月額 53 万～79 万円で高齢受給者証の負担割合が 3 割の方）	167,400 円 +（総医療費－558,000 円）×1% [多数該当：93,000 円]（※）		
	現役並みⅠ （標準報酬月額 28 万～50 万円で高齢受給者証の負担割合が 3 割の方）	80,100 円 +（総医療費－267,000 円）×1% [多数該当：44,400 円]（※）		
② 一般所得者 （①および③以外の方）		18,000 円 （年間上限 14.4 万円）	57,600 円 [多数該当：44,400 円]（※）	
③ 低所得者	低所得区分Ⅱ（入院 90 日以内）	8,000 円	24,600 円	210 円
	低所得区分Ⅱ（入院 90 日以上）			160 円
	低所得区分Ⅰ		15,000 円	100 円

注 意

- ①「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、保険者へ事前に申請をして交付を受けて下さい。※手続き等ご不明の点がありましたら、詳しくは、加入されている医療保険の保険者までお問い合わせ下さい。
- ②食事負担や保険外分（差額ベッド代、リース病衣（パジャマ）代等）はこの限度額適用の対象外で、別途自己負担となります。